

令和2年12月25日
内閣府地方創生推進事務局

スーパーシティ型国家戦略特別区域の指定に関する公募要領

1. 公募の内容

(1) 趣旨

近年、AIやビッグデータなど先端技術を活用し、都市内の様々な事業やサービスに共通に使用できるデータ基盤を整備することによって、社会の在り方を根本から変えるような都市を設計する動きが国際的に急速に進展している。こうした状況も踏まえれば、大胆な規制改革等によって、世界に先駆けて未来の生活を先行実現する「まるごと未来都市」を目指すスーパーシティ構想の実現を図る必要がある。

先の通常国会では、スーパーシティ構想の制度的枠組みを定めた「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が成立し、令和2年9月に関係政省令とともに改正法が施行されたところである。また、10月には、「国家戦略特別区域基本方針」（以下「基本方針」という。）の一部変更（令和2年10月30日閣議決定）を行い、スーパーシティ型国家戦略特別区域（以下「スーパーシティ型国家戦略特区」という。）の指定基準等が定められた。

これら改正後の国家戦略特区法、基本方針等に基づき、政府においてスーパーシティ型国家戦略特区を指定するため、地方公共団体に対し、特区として指定すべき区域、実施する先端的服务、規制改革等に関し、幅広く提案を受け付けるものである。

(2) 応募主体

地方公共団体

※当該地方公共団体の行政区域の全域又は一部について、スーパーシティ型国家戦略特区として指定することを希望する地方公共団体。

※対象区域が複数市区町村にまたがる場合、市区町村及び都道府県が共同して事業を実施する場合など、複数の地方公共団体による応募も可能である。

(3) 区域の指定基準

別紙「スーパーシティ型国家戦略特別区域の指定基準」を参照。

(4) 応募書類・記載事項

別添の様式（スーパーシティ型国家戦略特別区域の指定に関する提案書）を参考に、以下に掲げる事項を記載すること。なお、必要に応じ、参考資料を添付すること。

【記載事項】

I 概要

- ・スーパーシティ構想の名称
- ・対象区域
- ・地域の課題、課題解決のための目標等
- ・スーパーシティ構想の概要
- ・全体スケジュール
- ・スーパーシティ構想の推進体制

II 個別事項

①「複数分野の先端的サービスの提供」に関する事項

- ・先端的サービスの概要
- ・個別の先端的サービスの名称、対象分野、内容、関連する規制改革事項等
- ・実証実験、サービス実装などのスケジュール
- ・先端的サービスを実施する主要な事業者の候補
- ・先端的サービスに係る費用及びその負担主体

②「広範かつ大胆な規制・制度改革の提案」に関する事項

- ・提案の名称
- ・提案に係る事業の内容、事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果
- ・事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容、規制等の根拠法令等
- ・規制・制度改革のための具体的な措置（法改正、政省令改正、通知改正等）
- ・既存の国家戦略特区の特例措置の活用を予定する場合はその内容

③「アーキテクト」に関する事項

- ・アーキテクトの氏名、経歴、実績等
- ・地方公共団体における役職（顧問等）と発令（予定）日
- ・アーキテクトの選定理由
- ・アーキテクトが担う具体的役割

④「主要な事業者候補の選定」に関する事項

- ・公募により選定した主要な事業者の候補
- ・実施した公募手続きの内容

⑤「住民等の意向の把握」に関する事項

- ・住民説明会の開催、パブリックコメント等、住民その他の利害関係者の意向把握のために講じた措置の内容
- ・住民等の意向把握、確認等について今後の予定

⑥「データ連携基盤」に関する事項

- ・データ連携基盤整備事業の概要（システム構成図、整備・改修スケジュール）
- ・APIの公開等システム間の相互の連携及び互換性の確保に関する事項
- ・法第28条の2第1項に規定するデータの安全管理基準への適合に関する事項
- ・活用する区域データ（法第28条の2第1項に基づいて国の機関又は公共機関等に対するデータ提供の求めをする場合にはその内容を含む。）
- ・データ連携基盤整備事業者の候補（地方公共団体がデータ連携基盤整備事業者となる場合は委託事業者の候補）

⑦「個人情報の適切な取扱い」に関する事項

- ・データ連携基盤整備事業及び先端的サービスの実施に当たり、住民等の個人情報の適切な取扱いの確保のための具体的な取組

III 参考（※記載は任意）

- ・過去に実施したスマートシティ関連の事業、DX事業等
- ・スーパーシティ構想の事業費の想定（国等からの補助金・交付金等の支援を想定している場合は、その内容を含む）
- ・スーパーシティ構想に関連するインフラ整備、通信施設の整備の予定 等

（5）応募書類の提出期限

令和3年3月26日（金）午後6時

（6）留意事項

①応募書類の取扱い

提出された応募書類は、公募期間終了後、原則として内閣府ホームページ等で公開しません。

②事業者の選定

事業者については、地方公共団体の公募による候補としての選定の有無に関わらず、国家戦略特区法第7条第2項の規定に基づき、区域指定後に改めて、内閣府が、国家戦略特区

諮問会議及び関係地方公共団体の意見を聴いた上で決定する区域方針に即して、データ連携基盤整備事業及び先端的サービスを実施すると見込まれる事業者を、公募その他の政令で定める方法により選定し、区域会議の構成員に加えるものとします。

③ 2回目の公募

新型コロナウイルス感染症の影響等により、スーパーシティの応募準備に十分な時間が確保できない地方公共団体が存する状況を踏まえ、2回目の公募を令和3年秋以降に行う予定です。

(7) 問合せ先

内閣府地方創生推進事務局 国家戦略特区担当 スーパーシティ班

住 所：〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎6階

電 話：03-5510-2463

メール：g.super-city.i9e@cao.go.jp

※提案書の作成方法、その他の事項等につきまして、お気軽にご相談ください。

(8) 応募書類の提出方法

① 提出書類のファイル形式／ファイル名

- ・ スーパーシティ型国家戦略特別区域の指定に関する提案書

PDF 形式／ファイル名「(応募団体名) スーパーシティ型国家戦略特別区域の指定に関する提案書」

- ・ 参考資料

PDF 形式／ファイル名「(応募団体名) 参考資料一式」

※各参考資料を1つのファイルに統合し提出してください。

② 提出方法

(7) 記載の内閣府地方創生推進事務局 国家戦略特区担当 スーパーシティ班あてへ、電子メールにてご提出ください。

※提出時のメール件名は、「【提出】(応募団体名) スーパーシティ型国家戦略特別区域の指定応募」としてください。尚、受領できるファイルサイズは10MB であるため、容量を超える場合の対応は、スーパーシティ班にご相談ください。

2. 参考情報

(1) データ連携基盤に関する情報

データ連携基盤については、下記の報告書等を参考にしてください。

- ・「スーパーシティ／スマートシティの相互運用性の確保等に関する検討会最終報告書」
- ・「スマートシティリファレンスアーキテクチャ ホワイトペーパー」
- ・「スマートシティセキュリティガイドライン」

(2) ホームページ

- ・「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律」の成立について
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/kettei/r202005.html>
- ・「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」及び「国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令」の閣議決定について
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/kettei/r202008.html>
- ・「国家戦略特別区域基本方針」の一部変更の閣議決定について
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/kettei/r21030.html>
- ・国家戦略特区ホームページ
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/>
- ・国家戦略特区の活用事例（既存の国家戦略特区特例措置）
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/pdf/katsuyoujirei.pdf>
- ・スーパーシティ構想ホームページ
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/supercity/openlabo/supercitycontents.html>

以上

スーパーシティ型国家戦略特別区域の指定基準

○国家戦略特別区域基本方針（平成26年2月25日閣議決定）（抄）

第三 国家戦略特別区域を指定する政令の立案に関する基準その他基本的な事項

1. 国家戦略特別区域の指定基準

③国家戦略特区の指定の基準

国家戦略特区の指定に当たっては、恣意的な指定とならないよう、その検討過程の透明性を確保するとともに、可能な限り定量的な指標も活用しつつ、客観的な評価に基づいて検討を行うこととする。その際、国家戦略特区を指定する政令の立案に当たっては、以下の事項を基準とするものとする。

【指定基準】

ア) 区域内における経済的社会的効果

当該区域において実施されるプロジェクトにより当該区域内において大きな経済的社会的効果が生じること。

イ) 国家戦略特区を超えた波及効果

当該区域においてプロジェクトを実施することにより、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成を通じて、全国的な社会的経済的効果も含め、広く波及効果を及ぼすものであること。

ウ) プロジェクトの先進性・革新性等

当該区域において実施されるプロジェクトが、先進性・革新性を有するもの（従来なかった取組を新しく行う場合を含む。）であり、日本の経済社会の風景を変えるような取組と認められること（国内外に発信する価値のある日本の魅力や日本で培われた制度等を活かした取組を含む。）。

エ) 地方公共団体の意欲・実行力

区域内の地方公共団体が、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成のために、地域独自の取組を進め、又は進めようとしているなど課題に取り組む意欲が高く、規制・制度改革をスピード感をもって、継続的に遂行する実行力があると認められること。

オ) プロジェクトの実現可能性

区域内の地方公共団体並びに特定事業等を実施すると見込まれる者において、プロジェクトを推進する体制が構築されており、関係者間の必要な合意形成が進んでいるなど国家戦略特区におけるプロジェクトの実現可能性が高いこと。

カ) インフラや環境の整備状況

産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成を図る上で、それに必要な産業、都市機能等の相当程度の集積があるなど、目的の実現に必要なインフラや環境が整っている、又は整うことが見込まれること。

キ) 1. ②の区域指定の分類に応じ、それぞれ以下の事項

c) 「スーパーシティ型指定」の場合には、以下の事項。

(i) 当該区域において整備されるデータ連携基盤に基づき、「住民目線」での課題解決に向けた区域住民等に対して複数分野の先端的サービスが提供されること（例えば、移動・物流・支払い・行政・医療・介護・服薬・教育・エネルギー・環境・防犯・防災などの分野から、概ね5分野以上の先端的サービスが提供されることを一つの目安とする。ただし、規制・制度改革の内容、複数の先端的サービス間のデータ連携の内容等によっては、5分野にこだわるものではない。）。

(ii) 広範かつ大胆な規制・制度改革の提案と、当該規制・制度改革により可能となる先端的サービス等の事業の実現に向けた地方公共団体、民間事業者等の関係者の強いコミットメントがあるこ

と。

- (iii) 地域課題の設定、事業計画の作成、先端的技術の活用など、スーパーシティ構想全体を企画する「アーキテクト」が存在していること（ただし、構想の企画段階から実現段階へと取組ステージが変わるに当たり、「アーキテクト」の交替もあり得る。）。
- (iv) データ連携基盤整備事業及び先端的サービスを実施する主要な事業者の候補が、地方公共団体の公募により選定されていること。また、これらの事業者の候補が、その構想を実現するために必要な能力があること（なお、法第7条第2項の規定に基づき、区域指定後に、内閣府は、諮問会議及び関係地方公共団体の意見を聴いた上で決定する区域方針に即して、データ連携基盤整備事業及び先端的サービスを実施すると見込まれる事業者を、公募その他の政令で定める方法により選定し、区域会議の構成員に加えるものとする。）。
- (v) 地方公共団体が、区域指定の応募に当たり、事業計画の内容、期待される効果・影響及びそれへの対応策等に関する住民説明会の開催、パブリックコメントの実施等、事前に住民等の意向把握のため必要な措置を講じていること。
- (vi) 整備しようとするデータ連携基盤について、APIの公開などにより、システム間の相互の連携及び互換性が確保されるとともに、法第28条の2第1項に規定するデータの安全管理に係る基準に適合することが見込まれること。
- (vii) データ連携基盤整備事業及び先端的サービスの実施に当たり、地方公共団体及び関係事業者等において、個人情報保護法令等の遵守を含め、住民等の個人情報の適切な取扱いが図られることが見込まれること。